# 行田市ごみ集積所設置許可管理要綱

（目的）
第 1 条　この要綱は、ごみ集積所（以下「集積所」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（新設、変更等）
第 2 条　集積所を新設又は変更しようとするときは、地区の衛生協力会長と協議の上、衛生協力会長から市長にごみ集積所設置許可申請書（様式 1）を提出し、許可を受けるものとする。

（設置基準）
第 3 条　集積所の設置基準は、原則として、次に定めるものとする。

（1）可燃ごみ及び不燃ごみ　　1 箇所当りの世帯数は 20 世帯以上とする。
（いわゆるワンルームマンション等の単身用共同住宅については、2 戸を 1 世帯分として数える。）

（2）粗大ごみ（有害ごみ共用）　　1 地区当り 1 箇所とする。
ただし、世帯数が 250 世帯を超える地区にあっては、超える数 250 毎に 1 箇所の割合で増設することができる。

（3）資源物　　1 地区当り 1 箇所とする。
ただし、世帯数が 100 世帯を超える地区にあっては、超える数 100 毎に 1 箇所の割合で増設することができる。

(設置要件)
第 4 条　集積所の設置場所に係る要件は、次に定めるものとする。

（1）　原則として、4 トンの収集車が通行可能な道路（幅員　4.5m以上）沿いの道路用地以外の場所とし、間口は道路に面していること。
（2）　収集作業を行う際、交通上支障がなく、かつ、道路交通法関係法令に接抵しない場所であること。
（3）　一方通行の区間で設置する場合は、原則として左側に設置すること。
（4）　収集車が前進走行可能な場所であり、かつ、Uターンを必要としない場所であること。
（5）　利用する土地の所有者または管理者等の使用許可を受けていること。
（6）　集積箱等を設置する場合は、原則として移設可能なものであること。

2　前項第 6 号の規定に関わらず、やむを得ない事情により集積所の施設を固定式のものとする場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、市の開発行為に基づいて設置される集積所についてはこの限りではない。

3　前項の固定式の施設の規模は、床面積 3 ㎡以上 5 ㎡未満、高さ 1.4m 未満とし、建築確認を必要とする施設については関係法令に適合したものでなければならない。

（維持管理）

第 5 条　集積所は、設置申請者（衛生協力会長）をはじめ、当該集積所を利用する者全員で管理するものとし、廃棄物の飛散防止を図るなど常に清潔の保持に努めること。

（その他）

第 6 条　集積所の設置管理者は原則として地区の衛生協力会長であるが、共同住宅等の場合、入居管理全般を行っている会社や個人（所有者）も、清潔の保持及び入居者に対するごみ出しルールの周知を行うよう最大限の協力を行うこと。

附　　則

1　この要綱は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

2　この要綱の施行日以前に設置された集積所については、全てこの要綱により設置されたものとみなす。

附　　則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。